

平成28年度第3回 京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録  
平成28年度第3回 京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

1 日時 平成29年3月15日（水） 14：30～15：40

2 場所 京都市市民活動総合センター ミーティングルーム  
(ひと・まち交流館 京都2階)

### 3 出席者

(1) 委員（五十音順・敬称略）

桜井 政成（立命館大学政策科学部教授）

清水 義子（税理士）

新川 達郎（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）＜委員長＞

向井 理佳（弁護士）

(2) 事務局等

（京都府）神田府民力推進課長，担当職員

（京都市）牧村市民活動支援課長，沼崎担当係長，担当職員

### 4 議題

(1) 京都府及び京都市の条例指定の状況等について

(2) 条例指定法人の外部評価結果について

### 5 公開・非公開の別 公開

### 6 議事の概要

(1) 委員紹介

(2) 委員長の選任

「京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例施行規則第22条第1項」及び「京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則第18条第2項」の規定により，新川委員が委員長に互選された。

(3) 委員長職務代理者の指名

「京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例施行規則第22条第3項」及び「京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則第18条第4項」の規定により，委員長が桜井委員を委員長職務代理者に指名した。

#### (4) 京都府及び京都市の条例指定の状況等について

##### ア 事務局からの説明

- 京都府又は京都市が条例指定した法人について、資料「京都府及び京都市の条例指定の状況」及び「条例指定NPO法人の寄附金の状況」に基づき説明した。
- 京都市が条例指定した法人の定款変更の状況について、資料「条例指定NPO法人の定款変更の状況」に基づき説明した。

##### イ 質疑

- (委員) これまで、9法人が条例指定を受けているが、次の候補はあるのか。
- (事務局) いくつかの法人から相談いただいておりますが、基準に適合するかどうか精査しているところである。
- (委員) 条例指定の有効期間が5年ということだが、5年後にもう一度審査することになるのか。
- (事務局) 法人に継続の意思があれば、有効期間の満了の日の8箇月前から5箇月前までの間に、京都府又は京都市に申請いただき、改めて基準に適合するかどうかについて審査委員会に諮ることになる。
- (委員) 一度認定を取得しても、5年後にはまた条例指定から始めなければならないのか。
- (事務局) 認定の要件の1つであるパブリック・サポート・テスト基準をクリアするには、3つの方法がある。そのうちの1つが条例指定を受けているということだが、別の方法により基準をクリアすれば認定は取得できるので、必ずしも条例指定を受けなければならないというわけではない。
- (委員) 審査委員会では、例えば最初に条例指定を受けたノンラベルでいえば、いつごろ関与することになるのか。
- (事務局) ノンラベルが京都市から条例指定を受けたのが平成25年5月31日であり、その有効期間は平成30年5月30日までとなる。条例改正をする場合は、京都府・京都市の各議会にその議案を提出する必要があり、議会の日程を見据えながら、事務的な準備期間も考慮し、少なくとも議会の2箇月から3箇月前には審査委員会を開催することになる。

## (5) 条例指定NPO法人の外部評価結果について

### ア 事務局からの説明

8月決算法人である劇研及び9月決算法人である古材文化の会の外部評価結果について、資料「条例指定NPO法人から提出された外部評価結果」に基づき説明した。

### イ 質疑

(委員) 劇研の事業報告書の注記に、無償ボランティアに最低賃金を支払っているような記載があるが、これは無償ボランティアといえるのか。

(事務局) これは、実際に支払った賃金ではなく、無償ボランティアを受けた時間を賃金に換算した場合の金額が記載されているものである。

(委員) 劇研の外部評価について、法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合をみると、「文化・芸術による地域のまちづくり事業」が65%で最も大きく、次に「劇場運営事業」が15%となっている。一方で、事業報告書の記載内容からみると、最も力を入れられているのは「劇場運営事業」のように見える。

(委員) 劇場や劇団等に関する活動だけでは、資金的に活動を継続することが難しく、文化活動に範囲を広げ、その延長としてまちづくり事業にも積極的に関わることにより、経営の安定を図られているという部分があるのではないかと思われる。

(事務局) 左京東部と左京西部の2箇所いきいき市民活動センターの指定管理として、まちづくりの活動にも力を入れておられるが、法人の活動の基幹となるのは、法人の事務所の所在地である劇場を活用した「劇場運営事業」である。

(委員) 法人の活動の拠点である劇場が、閉館することとなった経緯を教えてください。

(事務局) 平成27年11月の新聞報道によると、土地と建物を所有者に返還しなければならぬ事情が出てきたため、平成29年8月末に閉館することになったとのことである。

所有者への返還ということで、現在の劇場からは離れることになるが、法人としては、引き続き舞台芸術を通じた人材育成や演劇活動を進めたいという意向であり、現在、劇場として使える施設を探しておられる。

(委員) 新しい拠点を見つけていただき、ぜひ年間を通じての活動を続けていただきたいというのが、全委員の共通する意見である。

現在も、劇場以外の公共の場所等でも活動されており、このような活動をさらに充実させていくということもありうる。

専用の劇場とは別の場所で活動を展開することになるが、法人の活動を社会に還元するという観点から、引き続き、新たな人材育成と文化・芸術に関する活動の拡大に向けて、逆に良い機会に変えていただきたい。

(委員) 劇研は、シニア演劇など演劇文化の幅広い取組を積極的に行われており、会費を値上げしたり、他の地域の劇場と一緒に会員制度を作るなど、活動基盤の強化に非常に努力されている。

(委員) 古材文化の会については、中心となる収益事業はないが、文化活動としての取組にとどまらず、資金が回る仕組みを確立していただきたい。

古材文化の継承・発展を目指す活動は、今後の京都の伝統的な建築物や町並みを考えていくうえで重要な活動である。こうした活動を通じて、市民がもう少し経済的にも支えられるような事業を作っていただければと思う。

#### ウ 公表について

(事務局) 外部評価結果に関して、本日の審査委員会でいただいた委員の皆様の御意見については、コメントとして取りまとめ、後日、外部評価結果とともにホームページ等で公表させていただく。